## 在留サポート通信



平成 30 年 3 月号

## 外国人雇用状況届出書と外国人雇用労務責任者

よく頂くご質問に「外国人を雇用する場合に、何か特別に配慮が必要なことはありますか?」 というものがありますが、労働基準法、労働保険、社会保険の適用は外国人と日本人を区別せ ず、等しく適用されますので、大きな違いはありません。

最も重要なことは、「就労資格の確認が必要である」ということですが、その他に外国人を 雇用した場合に異なる事項として、「外国人雇用状況届出書」の提出と 10 人以上の外国人従 業員を雇用した場合に選任する「雇用労務責任者」の選任があります。

雇用対策法に基づき、外国人を雇用する事業主は、外国人労働者の雇入および離職の際に、 その氏名、在留資格等について、外国人雇用状況届出書をハローワークへ届出ることが義務づけられています。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」「公用」以外の方が届出の対象となります。 また、「特別永住者」は届出の対象にはなりません。

●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、該当する外国人が雇用保険の被保険者か否かにより、使用する様式や届出先、届出期限が異なります。雇用保険被保険者については保険の手続きの際に届出することとなりますが、被保険者以外のパート労働者等については別途届出が必要ですので留意が必要です。

- ① 雇用保険の被保険者となる外国人の場合→ 雇用保険の被保険者資格取得届または喪失届の 備考欄に在留資格・期限・国籍などを記載して届け出ることができます。
  - ② 雇用保険の被保険者とならない外国人の場合

外国人雇用状況届出書(様式第3号)に、下記①~⑨の届出事項を記載して届出。

下記、厚生労働省ホームページからダウンロードすることもできます。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/07.html

- ●届出事項 ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域 ⑦資格外活動 許可の有無 ⑧雇入れ又は離職年月日 ⑨雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地等 ※⑦については雇入れ時のみの届出事項です。
  - ●届出先 当該外国人が勤務する事業所施設(店舗、工場など)の住所を管轄するハローワーク
  - ●届出期限 雇入れ、離職の場合ともに翌月の末日まで。

また、外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、指針に定める雇用管理の改善等に関する事項等を管理させるため、人事課長等を「外国人雇用労務責任者」として選任することも定められています。

## 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305 (キリン社会保険労務士事務所内) TEL042-316-6420 FAX042-316-6430 ホームページ http://foreigner-em.com/